

広南病院 変更一覧

2010年4月1日

治験の実施に係る治験等審査委員会標準業務手順書 【第14版】から【第15版】への変更点一覧

ページ	第14版	第15版	変更理由
表紙	平成22年2月1日(第14版)	平成22年4月1日(第15版)	
2	<p>(治験等審査委員会の設置及び構成)</p> <p>第3条 (3) 委員：</p> <p>①医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有するもの： 療護センター長、診療科各部長又は医長、病院長が指名した医師若干名、薬剤部長、検査部技師長、看護部長、副看護部長</p> <p>②医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の委員 (下記③の委員を除く)：事務部長、医事課長</p> <p>③広南病院及び病院長と利害関係を有しない委員：外部委員2名</p>	<p>(治験等審査委員会の設置及び構成)</p> <p>第3条 (3) 委員：</p> <p>①医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者： 診療部(病院長が指名した医師)、薬剤部、検査部、看護部</p> <p>②医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の委員 (下記③の委員を除く)：事務部</p> <p>③広南病院及び病院長と利害関係を有しない委員：外部委員2名</p>	委員変更に伴う改訂
8	<p>(附則)</p> <p>記載なし</p>	<p>(附則)</p> <p>第15版 平成22年4月1日 施行</p>	改訂に伴う追加